説明資料　　第3回臨時会　　議案第59号

安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

総務部

1．改正の趣旨

安芸高田市特別職の職員で非常勤のもの(以下「非常勤特別職の職員」という。)の報酬において、報酬算定方法の適正化を図るため、日割計算を基本とするよう規定を整理する。

2．改正の概要

月額又は年額で報酬を定められている非常勤特別職の職員が、月の中途で就任又は退任した場合は日割計算により算定するものとする。ただし、在任中の非常勤特別職の職員においては、その任期満了の日まで、改正前の計算方法と同様に月割計算とする。

【計算方法の適用イメージ】

報酬区分	改正前 (11 月 30 日まで)	改正後 (12 月 1 日から)
月額 又は 年額	議員の報酬の例による (月割計算)	就任日(退任日)により算定 (日割計算)

※日割計算の影響範囲

(月額報酬)

・教育委員会委員
・農業委員会(会長、会長職務代理者、委員、農地利用最適化推進委員)
・監査委員
・選挙管理委員会(委員長、委員)
・産業医

(年額報酬)

・四季の里作家選定審査会(会長)
・生活指導員
・保育所嘱託医、保育所歯科医
・学校医、学校歯科医、学校薬剤師

3．施行期日

令和 8 年 12 月 1 日